

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

茨城国民年金 事案 1423

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成7年3月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。私は、当該期間は厚生年金保険に加入していたものの、昭和51年頃に国民年金の加入手続を行って以降、現在まで保険料を納付し続けており、63年1月から同年3月までについては市区町村役場で納付し、同年4月以降については自らの口座からの振替により納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までについて、申立人は、市区町村役場で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する国民年金保険料領収証書により、当該期間については領収印が無いことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和63年4月から平成7年3月までについて、申立人は、A農業協同組合B支店の自らの口座からの振替により納付していたと主張しており、申立人の所持する貯金通帳により、当該期間について一人分の国民年金保険料が引き落とされていることが確認できるが、i) 同支店の保管する申立人の父親に係る「市税等口座振替納入依頼書(金融機関用)」により、申立人の父親が、自身及びその妻(申立人の両親)の昭和63年4月以降の国民年金保険料等の口座振替を依頼していることが確認できること、ii) 同支店の保管する申立人に係る「市税等口座振替納入依頼解約・変更届(金融機関用)」により、申立人が、同年2月26日に、その父親名義の口座からの国民年金保

険料等の引き落としを申立人名義の口座からの引き落としに変更していることが確認できること、iii) 申立人の父親は同年*月に60歳到達により国民年金の被保険者でなくなっていることを考え合わせると、申立人名義の口座から引き落とされている当該期間の一人分の国民年金保険料については、その母親の分であると推認できる。

さらに、A農業協同組合B支店の保管する申立人に係る「市税等口座振替納入依頼書(金融機関用)」により、申立人は、平成7年5月2日に、自身の国民年金保険料の口座振替を依頼していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年9月までの期間及び平成2年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月まで
② 平成 2 年 4 月から同年 9 月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私の国民年金の加入手続については、時期は分からないが父親が行い、申立期間の保険料についても納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、時期は分からないがその父親が行ってくれていたはずであるとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年11月21日にA市区町村に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金への加入手続が行われたのはこれ以降であると考えられ、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、平成7年11月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に他界している上、申立人自身は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、申立期間当時の加入及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成元年12月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金に未加入とされていた。

申立期間の国民年金保険料については、元妻との離婚時の取決めにより、離婚後の平成2年1月頃に元妻が納付したはずである。

このため、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市区町村の国民年金被保険者名簿により、申立人は、20歳の時点で被保険者資格を取得しているものの、昭和55年4月1日付けで同資格を喪失していることが確認できることから、申立期間については被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その元妻が離婚後の平成2年1月頃に納付したと主張しているが、仮にその元妻が同年1月に申立人の国民年金の加入手続を行っていたとしても、この時点において、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができない上、戸籍により確認できる離婚日（4年12月*日）の時点においては、申立期間の全部について時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 9 年 6 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 8 年 3 月 1 日から 9 年 6 月 21 日までの期間の標準報酬月額が、手元の預金通帳から確認できる手取り給与額より低額となっていることが判明したので、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の給与振込口座の預金通帳の写しから、申立人が申立期間当時、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を受け取っていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA社の代表者は既に他界しているため、その妻で取締役であった者に照会したところ、当時は経営状態が苦しかったので、一部の従業員の報酬月額を給与の総支給額より低い金額で社会保険事務所（当時）に届け出たことはあるが、厚生年金保険料は届け出た報酬月額に基づく金額を控除していた旨、及び報酬月額を低く届け出た従業員の中に申立人が含まれていたかどうかは覚えておらず、申立人の給与や標準報酬月額についても分からない旨の回答が得られた。

また、申立人から提出されたA社の社員名簿に記載された者のうち、オンライン記録から連絡先が判明した同僚 26 人に照会したところ、そのうちの 1 人から平成 7 年 5 月から同年 10 月までの期間の、それとは別の 1 人から 8 年 3 月から同年 12 月までの期間の給与明細書の提出があったところ、当該 2 人の給与明細書により、2 人の厚生年金保険料の控除額はオンライン記録上の標準報酬月額に基づく金額又はそれよりも低い金額となっており、実際の給与額から算出された保険料額でないことが確認できる。

さらに、オンライン記録には、後から遡って訂正された形跡など、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。
A社には中学校を卒業後に入社しており、同期入社と同僚の中には私より早く厚生年金保険に加入している者もいるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に照会したところ、当時の代表者の死亡及び関係資料の廃棄のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚 22 人のうち連絡先の判明した 9 人、及び申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 24 人のうち連絡先の判明した 7 人の計 16 人（1 人重複しており、実際は 15 人）に照会したところ、12 人から回答が得られ、そのうちの 1 人から、申立人の入社時期は昭和 34 年 4 月だと思うが、当時のA社には試用期間があり、厚生年金保険への加入は試用期間経過後であった旨の証言が得られた。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、前述の照会に対し回答の得られた 12 人中 10 人について、自身の証言する勤務開始日より被保険者資格取得日が 4 か月ないし 2 年半程度遅れていることが確認できることから、同社では、その当時必ずしも入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。